

平成17年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 三枝 匡
(コード番号：9962 東証第一部)
責任者役職名 執行役員
経営総務室長 高家 正行

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

平成17年5月16日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20ならびに同280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成17年6月23日(木)開催予定の当社第43回定時株主総会に以下の内容で付議する旨、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社、子会社および関連会社の業績向上へのインセンティブを高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることおよび優秀な人材の確保を目的として3.の新株予約権発行の要領に記載のとおり、当社、子会社および関連会社の役員および従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社、子会社および関連会社の役員および従業員に割り当てるものとする。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 60万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

6,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権行使時に払込をすべき金額

新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当りの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当りの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の申込日における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値(当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権および新株予約権証券の行使により株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成19年8月1日から平成24年7月31日まで。

(6) 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。
但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ② 新株予約権割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。
但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- ④ その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当社と当社、子会社または関連会社の役員または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書あるいは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は当該新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- ② 本件新株予約権は、新株予約権者が(6)①・②または④に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合に当該新株予約権を無償にて消却することができる。なお、この場合の消却手続きは当該新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年6月23日(木)開催予定の当社第43回定時株主総会において「当社、子会社および関連会社の役員および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上